

岩手県告示第656号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 公共測量を実施する地域 岩手河川国道事務所管内（北上川上流）
- (2) 公共測量を実施する期間 令和7年10月27日から令和8年3月19日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 航空レーザ測深測量
- 2(1) 公共測量を実施する地域 岩手河川国道事務所管内（北上川本川、猿ヶ石川、豊沢川、磐井川及び砂鉄川）
- (2) 公共測量を実施する期間 令和7年11月1日から令和8年3月19日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 航空レーザ測深測量
- 3(1) 公共測量を実施する地域 一関市狐禪寺地内
- (2) 公共測量を実施する期間 令和7年11月17日から令和8年12月25日まで
- (3) 実施する公共測量の種類 基準点測量